

**訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス・重要事項説明書**  
(介護保険)

指定訪問看護サービスの提供開始にあたり、平成11年厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業所が利用者及びその家族等に説明すべき重要事項は次のとおりです。

## 1. 事業者概要

事業者名称・法人種別	株式会社 SHIAS
代表者名	代表取締役 竹田 紘章
所在地	〒666-0138 兵庫県川西市西多田1丁目1-3 クレインビル2階
電話番号	072-769-6656
FAX番号	072-769-6657

## 2. 事業所概要

事業所名称	リフモ訪問看護ステーション
管理者名	岩切 聡里
所在地	〒666-0138 兵庫県川西市西多田1丁目1-3 クレインビル2階
電話番号	072-769-6656
FAX番号	072-769-6657
事業所番号	2863190399
実施地域	川西市・猪名川町・伊丹市・宝塚市・池田市

## 3. 事業の目的と運営方法

事業の目的	・介護保険法の趣旨に従い、利用者が居宅において、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営む事が出来るよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指す事を目的としています。
運営方針	・利用者が要支援及び要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営む事が出来るよう、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。 ・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。 ・訪問看護の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 事業所の職員体制 (2026年3月現在)

職 種	人 数	常 勤		非常勤	備 考
		専 従	兼 務		
管 理 者	1	0	1	0	
訪 問 看 護 職	保 健 師	0	0	0	
	助 産 師	0	0	0	
	看 護 師	6	4	1	1
	准 看 護 師	0	0	0	0
	理 学 療 法 士	6	5	0	1
	作 業 療 法 士	0	0	0	0
	言 語 聴 覚 士	2	1	0	1
事 務 職 員 等	1	1	0	0	

5. 営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日 休日：土曜・日曜・年末年始（12/30～1/3）
営業時間	9：00～17：00
営業提供日	24時間 365日 ※

※ 緊急時訪問看護加算の同意を得た利用者に対しては、24時間体制にて電話での相談及び緊急時訪問をします。

6. サービスの内容

居宅で療養される利用者が、安心して療養生活を送れるように、主治医の指示により当事業所の看護師等が定期的に訪問し、必要な処置を行い、在宅療養の援助を行います。  
また、必要に応じて理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が訪問し、リハビリ治療を行います。  
サービス内容・利用料金・支払い方法については、別途内容説明書に詳細を記載します。

7. 事故発生時・緊急時対応方法

サービス提供中に事故・症状の急変・その他緊急事態が生じた場合には、速やかに利用者の家族等に連絡を取り、必要に応じて主治医又は協力医療機関への連絡等、必要な措置を講ずるとともに管理者に報告します。

緊急連絡先	主治医
住所	
電話番号	
FAX番号	

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
補償の概要	身体障害、財物損壊、人格権侵害、管理受託物、被害者治療費等

8. 苦情の受付

事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

[事業所の窓口] リモ訪問看護ステーション 担当者：岩切 聡里	所在地：兵庫県川西市西多田1丁目1-3 クレインビル2階 電話番号：072-769-6656 FAX番号：072-769-6657 受付時間：平日 9時～17時
[市町村の窓口] 川西市役所 福祉部 介護保険課	所在地：川西市中央町12番1号 市役所1階 電話番号：072-740-1148 受付時間：平日 9時～17時
[公的団体の窓口] 兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：兵庫県神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 電話番号：078-332-5617 受付時間：平日 8時45分～17時15分

9. 秘密保持・個人情報保護

<p>利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いの為にガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業所の使用する者（以下「従業員」という。）はサービス提供するうえで知りえた利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第3者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業員に業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とします。</p>
<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもののほか、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意を持って管理し、また処分の際にも第3者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅延なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

当事業所がサービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する個人情報を正当な理由なく、第三者に開示又は漏洩しません。

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者及びその家族等の人権の擁護・虐待の防止等の為に、次に掲げるとおりの措置を講じます。

A) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

責任者：管理者 岩切 聡里

B) 高齢者の虐待を早期発見した場合、当事業所職員はこれを市町村に通報する義務が課せられています。

C) 当事業所職員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

D) 成年後見制度の利用を支援します。

# 訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス・内容説明書

(介護保険)

「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が、療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで主治医の指示に基づき以下のサービスを行います。

## 1. サービス内容 (例)

- ・症状・障害の観察・清拭・洗髪等による清潔の保持・褥瘡の予防・処置・カテーテル等の管理・リハビリテーション・認知症患者の看護
- ・療養生活や介護方法の指導・食事・排泄等の日常生活の世話・その他医師の指示による医療処置・ターミナルケア

## 2. 利用料金

介護保険サービス利用の場合			
職 種	単 位	備 考	
		看護師等	314 単位 303 単位 471 単位 451 単位 823 単位 794 単位 1,128 単位 1,090 単位
理学療法士等 1回20分	294 単位 [★注1]	要介護者	1回又は2回実施/日 (294 単位×回数) 3回以上実施/日 (294 単位×0.9×回数)
	284 単位 [★注1.2]	要支援者	1回又は2回実施/日 (284 単位×回数) 3回以上実施/日 (284 単位×0.5×回数)
連携型訪問看護	2,961 単位	月単位 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携型事業所と連携し訪問看護を行う場合	
	3,761 単位	月単位 要介護5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の連携型事業所と連携し訪問看護を行う場合	
	97 単位	日単位 契約期間が1月に満たない場合	
	124 単位	日単位 要介護5 契約期間が1月に満たない場合	
	▲97 単位	日単位 (減算) 特別訪問看護指示があった場合	
サービス種別	単 位	備 考	
初回加算 (I)	350 単位 [I.Ⅱどちらかのみ]	月単位/初回利用時、要支援から要介護認定になった時、当該事業所から過去2か月にサービスを利用していなかった場合。退院日に看護師が初回の訪問を行った場合。	
初回加算 (II)	300 単位 [I.Ⅱどちらかのみ]	月単位/初回利用時、要支援から要介護認定になった時、当該事業所から過去2か月にサービスを利用していなかった場合。退院日の翌日以降に初回訪問を行った場合。	
退院時共同指導加算	600 単位	退院・退所時に必要な指導を行う場合 (ビデオ通話も可) 初回加算との併算定不可	
緊急時訪問看護加算 (I)	600 単位 [I.Ⅱどちらかのみ]	月単位/同意をされている場合。緊急訪問における看護業務軽減に十分な業務管理体制の整備が行われていること。電話等で意見を求められたとき常時対応できる体制	
緊急時訪問看護加算 (II)	574 単位 [I.Ⅱどちらかのみ]	月単位/同意をされている場合。電話等で意見を求められたとき常時対応できる体制	
サービス提供体制強化加算 (I)	6 単位/回	看護師等のうち勤続7年以上の割合3割以上	
	50 単位	看護師等のうち勤続7年以上の割合3割以上。定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護 (月単位)	
サービス提供体制強化加算 (II)	3 単位/回	看護師等のうち勤続3年以上の割合3割以上	
	25 単位	看護師等のうち勤続3年以上の割合3割以上。定期巡回・随時対応サービス連携型訪問看護 (月単位)	
特別管理加算 (I) [別表8]	500 単位	月単位/ (重症度の高い者)	
特別管理加算 (II) [別表8]	250 単位	月単位/	
長時間訪問看護加算 [別表8]	300 単位	90分を超える場合	
早朝加算・夜間加算	25%増	早朝 (午前6時～午前8時まで) 夜間 (午後6時～午後10時まで)	
深夜加算	50%増	深夜 (午後10時～午前6時まで)	
複数名訪問加算 (I) [★注3]	254 単位	30分未満	看護師等2名
	402 単位	30分以上	
複数名訪問加算 (II) [★注3]	201 単位	30分未満	看護師1名+看護補助者1名
	317 単位	30分以上	
看護体制強化加算 (I)	550 単位	ターミナルケア加算者:年間5名以上 (要支援者は対象外)	
看護体制強化加算 (II)	200 単位	ターミナルケア加算者:年間1名以上	
看護体制強化加算	100 単位	看護職員の割合が6割以上 /要支援者対象	
ターミナルケア加算	2,500 単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上。ターミナルケアを行った場合 (要支援者は対象外)	
遠隔死亡診断補助加算	150 単位	死亡月に1回	
専門管理加算	250 単位	月単位/専門性の高い看護師による訪問	
口腔連携強化加算	50 単位	月単位/同意をされている場合。口腔評価を実施し、歯科医師等への連携を行った場合。	
保険外	死後処置料	22,000 円	死後の処置を看護師が行った場合 (税込)

※利用料金=1単位×10円 (事業所:川西市 5級地 10.70)

- ★注1:理学療法士等の訪問回数が、厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定訪問看護事業所については、1回につき8単位減算
- ★注2:理学療法士等が利用開始日の属する月から12月超の利用者に指定介護予防訪問看護を行った場合は1回につき5単位又は15単位減算
- ★注3:①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合 ②暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ③上記① または ②に準ずると認められる場合

3. その他費用

交 通 費：事業者のサービス提供実施地域にお住まいの場合、交通費はいただいておりません。  
 キャンセル料：当日キャンセルの場合は、キャンセル料が発生する場合がありますので、前日までに  
 ご連絡ください。概ね当日サービス料金（10割負担）の半額程度となります。

4. 請求及び支払方法

請求書は利用月の翌月 15 日以降 20 日までに郵送いたします。  
 お支払いについては、株式会社エス・エム・エスとの契約により、毎月 26 日前後のお引落としとなります。  
 但し、お引落とし日が土日祝日となる場合は、翌営業日の処理となります。  
 また口座振替時の引落名義は「株式会社 SHIAS( カ)シアス )」となります。

別表 8	①・在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態 ・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態
	②・在宅自己腹膜灌流指導管理 ・在宅酸素療法指導管理 ・在宅成分栄養経管栄養法指導管理 ・在宅自己疼痛管理指導管理 ・在宅血液透析指導管理 ・在宅中心静脈栄養法指導管理 ・在宅自己導尿指導管理 ・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 ・在宅肺高血圧症患者指導管理 以上の指導管理を受けている状態にある利用者
	③ 人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある患者
	④ 真皮を超える褥瘡の状態にあるもの
	⑤ 点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

事業者は、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス・重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスに対する説明を行いました。本書交付を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が（署名）記名の上、各1通を保有するものとします。

年 月 日

事業者 所在地 兵庫県川西市西多田1丁目1-3 クレインビル2階

名 称 株式会社 SHIAS  
代表取締役 竹田 紘章



事業所 所在地 兵庫県川西市西多田1丁目1-3 クレインビル2階

名 称 リフモ訪問看護ステーション  
管 理 者 岩切 聡里

私は、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービス・重要事項説明書に基づいて、訪問看護サービス及び介護予防訪問看護サービスに対する説明を受け、その説明を受けた内容について、交付を受けました。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_

代理人 住 所

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)

上記（署名）記名は

氏 名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_) が代筆しました